

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成29年度上半期）について

平成29年10月25日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成29年4月から平成29年9月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会は、限られた人員で、カルテル・入札談合事件だけでなく、農業分野やIT・知的財産分野等まで専用の情報提供窓口を設置して幅広く対応している。今後も、社会的ニーズに応じてきめ細かく対応してもらいたい。
- ・ 今後、高度経済成長期に建造された橋、トンネルなどの建造物の補修の需要が増加していくと思われるが、財政が厳しい中、より安価で安全な補修が行われなければならない。談合によってその実現が妨げられないよう、公正取引委員会には監視の目を光らせていただきたい。
- ・ 働き方改革の中で、大手企業が労働時間を短縮するのに伴って、下請関係にある中小企業に対して無理な発注をするなどの懸念がある。しわ寄せが中小企業にこないような対応を公正取引委員会に期待している。
- ・ 消費者にとって、格安な旅行パック商品は嬉しいものであるが、室料、リネン代、飲食料及び清掃料が安く買いたたかれるなど下請事業者にしわ寄せがいつている可能性がある。格安料金が公正かつ適正な競争の結果であるかどうか注視してほしい。
- ・ 今後も、企業結合審査において積極的に経済分析を活用してほしい。経済学の専門家の採用を増やすとともに、海外当局と経済分析の手法について意見交換を行ってはどうか。
- ・ 当社の調達先が、数年前、別の大手と合併してから、価格を一方向的に通告するようになり、また、品質の問題で苦情を言ってもなかなか対応してくれず困っている。公正取引委員会は、合併審査の際の判断が正しかったかどうかを合併後に調査し、その結果を他の合併審査に活かしてほしい。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 販売店の弾力的な価格設定が妨げられる再販売価格拘束や、農産物の流通の合理化を妨げ、消費者が安くて良い農作物を手にするのを難しくする農協の事案のような、消費者や生活者の暮らしに直結する案件に取り組んでいただきたい。そのような活動を通じて、独占禁止法が消費者や生活者の暮らしに役立つということがより一層実感できるようになる。
- ・ 新規に就農した若者は、新たな品種の農作物の栽培や、独自の販路を開拓することによって、これまで農協が対象としていなかった客層をターゲットにしようとしている。このような新規就農者の事業活動への妨害が行われないよう監視し、若手農業者が育つ環境を確保してもらいたい。
- ・ いまだに消費税の転嫁ができずに困っている中小企業も多い。今後、消費税率が10パーセントに引き上げられる際にも問題が生じると思うので、今後とも、公正取引委員会には、消費税の転嫁がきちんと進むかどうか、しっかりと監視してほしい。
- ・ 発展途上国の海外当局は公正取引委員会を競争当局のモデルとして見ており、公正取引委員会が70年かけて築き上げた制度を10年、20年で達成すべく勉強している。公正取引委員会には、今後とも、海外当局の手本となるような厳正な法執行を期待する。
- ・ 転職阻止や人材の引き抜き防止など労働力の移動を不当に妨げる行為、複数企業が賃金上昇を抑制しようとする行為も注視してもらいたい。副業禁止や、離職後の一定期間は競合他社への就職を禁止するなどの制約には一定の合理性がある場合があるかもしれないが、複数の事業者が一緒になってそのようなことを行うことは単なるカルテルであると思う。

2 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ 公正取引委員会は、携帯電話市場の取引実態を調査して報告しているが、時代によって携帯電話販売方法も変わってきており、変化についていけない消費者も多い。公正取引委員会には、時代とともに販売方法が変化することを念頭に、一度調査したからもう調査はしないという考えではなく、時代のニーズにあった調査を望みたい。
- ・ 先日、「データと競争政策に関する検討会」の報告書が公表された。膨大なビッグデータが活用されてイノベーションや新規のビジネスが創造されることが重要であるので、公正取引委員会には、引き続き、この分野の実態把握に努めて今のうちから知見を蓄積していただきたい。例えば、プラットフォームの契約実態などをテーマとして実態調査を行ってもよいのではないか。
- ・ 農業の分野に株式会社など経営感覚を持ったプレーヤーを参入させる必要がある。公正取引委員会には、新規参入を促進する仕組みの構築など競争環境の整備に取り組んでほしい。
- ・ デジタル広告は今後も成長していく分野であり、そのような中で不正の芽が生

じていないかどうかを把握するため、この分野における取引の実態を把握していくことも重要である。

- ・ インターネット上のポータルサイトでは一部の大手サイト運営業者の寡占状態となっており、個人事業者や中小事業者が新規参入することは難しい状況であると思われる。ポータルサイトのビジネスモデルの仕組みも含めて実態調査を行い、独占禁止法上問題となるような行為があれば提言や取締りを行っていただきたい。
- ・ 本格的な高齢化社会が到来する中で、高齢者の生活や消費に密接に関連する分野の実態調査を行ってはどうか。例えば、サプリメント、健康食品、湿布薬、紙おむつなどの商品の取引などが考えられる。
- ・ 高齢者向けのフィットネス事業などの健康関連市場に今後の発展が見込まれるので、この分野における取引の実態を把握してほしい。
- ・ 多くの発注者が、公共工事の入札の最低制限価格を算出するに当たり、同じような積算ソフトを利用していることから、最低制限価格が横並びとなって入札制度そのものが形骸化している。公共工事の入札で競争原理が適切に機能しているのかの実態を調査してはどうか。

3 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 複数の機関が参加する会合で公正取引委員会の活動を紹介することで、幅広く持続的な人的ネットワークが構築でき、公正取引委員会の諸活動への理解が一層進むことが期待できる。
- ・ 現在行っている各団体と連携した相談、広報、広聴活動の取組を継続的に行っていく必要はあるが、同じことを繰り返すのではなく、過去の取組の結果を踏まえて改善していくことが重要である。
- ・ 公正取引委員会には堅い、近寄り難いイメージがあると思われるので、もっと地方でセミナーなどを行うと良いと思う。また、商工会議所には女性会や青年部もあるので、これらとの意見交換を行うことも有意義だと思う。
- ・ 中小事業者の全てが商工会議所や商工会に加入しているわけではない。相談窓口の活用など相談体制の充実に取り組む際には、そういった商工会議所などの窓口で相談されないケースも想定する必要がある。
- ・ 海外現地法人の役職員は日本の本社からコンプライアンスに関する指示が来てもピンとこないことが多い。公正取引委員会の幹部の方が在外の日本企業の集まりで違反事例等の説明をしてもらえると、効果が高いと思う。

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 働き方改革の中で、大手企業が労働時間を短縮するのに伴って、下請関係にある中小企業に対して無理な発注をするなどの懸念がある。しわ寄せが中小企業に来ないように対応を公正取引委員会に期待している。
- ・ 公正取引委員会の人員を考えると、全ての事案に対応するのは大変難しいであろうから、一罰百戒のような法運用になるものとする。時代のトレンドを捉えて事案に対応することが非常に重要であると思う。

2 地域の経済状況などについて

- ・ 月例の景況調査をみると、3年前の消費税率の引上げを境にして、主だった指標が急激に悪化し、その後、目立った改善がない状態で推移している。
- ・ 北海道の企業が公共入札で普通に競争したら本州の企業に負けてしまうといった話もある。競争には公正性が必要だが、地元企業を優先的に公共入札に参加させるという配慮があってもよいのではないか。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ 介護や福祉関連の企業が増加しているところ、介護従事者の給料水準が低い。今後、高齢化がますます進むにつれて運営体制の充実が求められるところ、新規参入を促進させるなど一層の競争原理を導入することで、介護従事者の待遇が改善されると思う。公正取引委員会には、競争政策上の観点から、引き続き積極的に提言などを行っていただきたい。
- ・ 農業の分野に株式会社など経営感覚を持ったプレーヤーを参入させる必要がある。公正取引委員会には、新規参入を促進する仕組みの構築など競争環境の整備に取り組んでほしい。

4 その他

- ・ 独占禁止法には、大企業の違反行為を取り締まるというイメージを持っている。独占禁止法によって公正かつ自由な競争が確保されれば、最終的には消費者の自由で幅広い選択の確保につながっていくということをもっと幅広い世代の方に説明していくべきである。
- ・ 消費者は、「独占禁止法や競争政策って、私には、ちょっと関係のない話かな。」と思ってしまうことが多い。広報活動の取っ掛かりに「どっきん」があれば、「このゆるキャラみたいな『どっきん』って、何だろう。」、「『どっきん』ってどういう意味なのかな。」と思ってもらえて、それをきっかけに競争政策が消費者にとって身近な問題であることを知ってもらえると思う。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会は、震災復興事業に係る違反行為の摘発を少ない人数でよくやっていると思う。引き続き、この分野で違反がないか目を光らせていただきたい。
- ・ 今後も、企業結合審査において積極的に経済分析を活用してほしい。経済学の専門家の採用を増やすとともに、海外当局と経済分析の手法について意見交換を行ってはどうか。
- ・ 消費者にとって公正取引委員会は、遠い存在である。したがって、今後も独占禁止法教室等の広報活動は積極的に行っていただきたい。

2 地域の経済状況などについて

- ・ 廃業が増加し、雇用の受け皿が減っている。廃業が増加している大きな理由に後継者不足があると考えられる。一昔前は後継者不足といえば商店街くらいの問題であったが、最近では商店街だけではなくそれ以外の一般企業にまで広がっているようである。
- ・ 東日本大震災後、沿岸の水産加工業が事業を再開し、複数の事業者が連合会を結成して輸出を行っているが、風評被害や人手不足により、震災前の売上までには戻っていない。
- ・ 当県はプロパンガス業者の寡占市場となっていて、消費者向けプロパンガスの価格が高い傾向にある。消費者向けで新規の業者が参入していないが、家屋の配管が既存業者の仕様になっているからだと思われる。
- ・ 若年層の農協離れが生じており、ネット等で独自の流通経路を開拓する生産者も出てきている。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ 公正取引委員会による葬儀の実態調査は、事業者間の取引に限定しているようだが、消費者向け取引にまで調査の対象を広げてもよかったのではないか。景品表示法の問題ともなり得るが、消費者に対する情報開示も広い意味で競争政策に取り込んで考えることができると思う。
- ・ 本格的な高齢化社会が到来する中で、高齢者の生活や消費に密接に関連する分野の実態調査を行ってはどうか。例えば、サプリメント、健康食品、湿布薬、紙おむつなどの商品の取引などが考えられる。
- ・ 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況は非常に良い調査である。一步進んで、事業者団体が行う統計業務や自主規制に関する調査も有意義であると思う。
- ・ 最近では、価格ドットコム等の価格比較サイトが多数あり、消費者は瞬時に最

安値を検索することができるが、実際には、必ずしも最安値の商品が売れているわけではない。消費者の選好の結果、オンライン市場でも価格差が現れることもあるので、このような消費者行動を分析することも有意義である。

4 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 複数の機関が参加する会合で公正取引委員会の活動を紹介することで、幅広く持続的な人的ネットワークが構築でき、公正取引委員会の諸活動への理解が一層進むことが期待できる。
- ・ 中小企業の相談相手として一番身近なのは税理士であるので、独占禁止法相談ネットワークに税理士会が参加するとよいのではないか。
- ・ 商工会議所の主な会員は小規模・零細事業者である。そのような事業者は下請法や優越的地位の濫用規制を頼りにしている。商工会議所の相談窓口には経営指導員を配置して会員からの相談に応じているので、引き続き公正取引委員会との連携を密にしていきたい。
- ・ 公正取引委員会には堅い、近寄り難いイメージがあると思われるので、もっと地方でセミナーなどを行うと良いと思う。また、商工会議所には女性会や青年部もあるので、これらとの意見交換を行うことも有意義だと思う。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 今後、高度経済成長期に建造された橋、トンネルなどの建造物の補修の需要が増加していくと思われるが、財政が厳しい中、より安価で安全な補修が行われなければならない。談合によってその実現が妨げられないよう、公正取引委員会には監視の目を光らせていただきたい。
- ・ 経営者層のコンプライアンスの意識と現場のコンプライアンスの意識には差があるなど、依然として独占禁止法等の普及・啓発活動には課題が残っている。独占禁止法等はとっつきにくい分野でもあるため、引き続き積極的な広報活動をお願いしたい。
- ・ 地方の談合事件で捕まるのは現場の担当者だけであって、「なぜトップが捕まらないのか。」が世間の感覚である。犯則調査のハードルを下げて、より機動的に会社上層部を摘発できるようにしてほしい。国税庁の査察部門と比べると公正取引委員会の犯則調査部門の体制はまだ弱い。
- ・ 転職阻止や人材の引き抜き防止など労働力の移動を不当に妨げる行為、複数企業が賃金上昇を抑制しようとする行為にも注視してもらいたい。副業禁止や、離職後の一定期間は競合他社への就職を禁止するなどの制約には一定の合理性がある場合があるかもしれないが、複数の事業者が一緒になってそのようなことを行うことは単なるカルテルであると思う。

2 地域の経済状況などについて

- ・ 大企業のみが好転し、地場の中小・零細企業は厳しい状況のままである。全体として地域の経済状況が良くなっているとは思えない。
- ・ 商店街などの小売業者は、電子商取引の増加によって厳しい状況にある。後継者がおらず、かつ、雇用の維持を図りたいため、東京の事業者に会社ごと売却するという例もある。
- ・ 当県では輸出産業が好調であり、これに引っ張られて全産業で景気回復傾向にある。有効求人倍率も高く雇用環境も改善してきている。建設業で人手が足りず、労働者の奪い合いとなっている。
- ・ 若者を中心に県外志向が強く、県内の中小企業が人材を引き留めるのは難しい状況にある。果樹栽培等の農業に従事するために県外から人口が流入するという動きもある。
- ・ 東京は人手不足の状況にあるが、消費活動は活発ではない。物価上昇率は実質0.1%の増加にとどまっている。「体温の低い景気上昇」である。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ デジタル広告は今後も成長していく分野であり、そのような中で不正の芽が

生じていないかどうかを把握するため、この分野における取引の実態を把握していくことも重要である。

- ・ 学校が指定する体操着や上履きの値段が、同じような仕様の汎用品と比較して高いと感じる。このような学用品の取引について実態調査を行ってほしい。

4 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 現在行っている各団体と連携した相談、広報、広聴活動の取組を継続的に行っていく必要はあるが、同じことを繰り返すのではなく、過去の取組の結果を踏まえて改善していくことが重要である。
- ・ 地方有識者との懇談会や、下請法に絞った講習会などさまざまな方法で、中小企業向けの啓蒙活動を強力に進めていく必要がある。そのような機会がなければ、地元の中小企業は、公正取引委員会の役割や独占禁止法や下請法のことを知る機会すらないというのが実情である。

5 その他

- ・ 独占禁止政策協力委員からの意見聴取にインターネットを活用してはどうか。特定のテーマでアンケート調査を行うような場合に、ローコストで回答を得ることができる。
- ・ 独占禁止法に違反した事業者から徴収した課徴金は国庫に入る制度となっているが、違反行為により被害を受けた人に給付するような仕組みを作ってはどうか。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 企業のコンプライアンスへの取組は様々である。コンプライアンスの意識や体制が十分ではない企業に対して、独占禁止法のより積極的な周知・啓蒙活動を行っていただきたい。
- ・ 販売店の弾力的な価格設定が妨げられる再販売価格拘束や、農産物の流通の合理化を妨げ、消費者が安くて良い農作物を手にするのを難しくする農協の事案のような、消費者や生活者の暮らしに直結する案件に取り組んでいただきたい。そのような活動を通じて、独占禁止法が消費者や生活者の暮らしに役立つということがより一層実感できるようになる。
- ・ 親事業者となるような大企業が下請法の違反行為事例をしっかり理解することが、下請法を末端まで浸透させるためには非常に重要である。公正取引委員会には、大企業への周知活動をしっかり行っていただきたい。
- ・ 独占禁止法教室を是非継続してほしい。学生たちが、就職してその業界の慣行に染まってしまう前に、独占禁止法や市場競争について勉強することには大きな意義がある。

2 地域の経済状況などについて

- ・ 現在も、北陸新幹線が開通したことによる好景気の波が続いている。ホテル、タクシーに始まり、ここに来て自動車製造業界にも好景気の波が押し寄せてきたようである。特に、観光、宿泊、飲食は景気がよく、この傾向は続きそうである。
- ・ 有効求人倍率が全国で上位に入っていて、1時間当たりの賃金を1,800円にしても労働者を確保できない状況である。特に新卒の採用が厳しい。大手企業が新卒採用者数を増やしているため、中小企業に人材が回ってこないという人手不足の問題が生じている。
- ・ 中部国際空港が開港して働く人が増え、人口も増加している。ベルギーの会社やスイスの会社など海外の企業も工場、研究所を設置し、大規模商業施設や複数の結婚式場が臨空地域一箇所に集中している。空港には、今後、展示場やLCCのターミナルなどが建設される予定であり、更なる人口増加が見込まれる。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ 実態調査は定期的を実施することが重要である。継続的に監視している姿勢が牽制力となると考えられる。
- ・ 先日、「データと競争政策に関する検討会」の報告書が公表された。膨大なビッグデータが活用されてイノベーションや新規のビジネスが創造されるこ

とが重要であるので、公正取引委員会には、引き続き、この分野の実態把握に努めて知見を今のうちから蓄積していただきたい。

- ・ 価格競争が当然という意識の浸透を図る必要がある。例えば、国立大学の授業料や検定料は、標準額が文部科学省の省令に定められている。あくまでも標準額なので、学校の学部ごとに金額が異なってもよいはずであるが、実際には、そうっていない。私立大学の受験料も揃っている。こうした分野でも公正取引委員会が実態を調査する必要があるのではないか。

4 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 適格消費者団体や適格消費者団体を目指している団体には消費者からの苦情が寄せられているので、これらの消費者団体との情報交換を行うことも有益である。
- ・ 中部事務所と商工会議所役員との懇談会の中で、下請法に関する基本的な質問が多く出され、下請法を理解できていないことが分かった。今後、下請法に関する個別具体的な相談を行う機会を設けたいので、公正取引委員会には講師派遣をお願いしたい。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 私立小学校の転出入制限事件，葬儀やブライダルの取引に関する実態調査，老舗の宗教関連製品メーカーの下請法違反勧告等，一般消費者が何となくおかしいと思っているが，誰も問題として取り上げなかったような分野に対して切り込んでいく公正取引委員会の姿勢を評価する。
- ・ 当社の調達先が，数年前，別の大手と合併してから，価格を一方向的に通告するようになり，また，品質の問題で苦情を言ってもなかなか対応してくれず困っている。公正取引委員会は，合併審査の際の判断が正しかったかどうかを合併後に調査し，その結果を他の合併審査に生かしてほしい。
- ・ 当地には，メガネ用チタンの製造や，伝統産業の繊維の織り，編みといった技術を新たな製品造りに生かしている中小企業がいる。こうした中小企業が日本経済の広い裾野を支えているので，彼らが馬鹿を見ないように下請法の運用に積極的に取り組んでほしい。
- ・ 当社は，地元の生産者とも，農協とも取引している。農家の中には農協からの圧力を感じているところもあるし，依然として閉鎖的な体質の農協もある。公正取引委員会には，引き続き，農業分野の監視を続けてほしい。
- ・ いまだに消費税の転嫁ができずに困っている中小企業も多い。今後，消費税率が10パーセントに引き上げられる際にも問題が生じると思うので，今後とも，公正取引委員会には，消費税の転嫁がきちんと進むかどうか，しっかりと監視してほしい。

2 地域の経済状況などについて

- ・ 当地で，生産面では主要メーカーはどれも好調であり，賃金は上昇している。しかし，所得が増加した分は，消費より貯蓄に回っていて，その結果，小売業者は厳しい。スーパーは，県外からの参入による競争激化で，賃金上昇等に伴うコスト増を吸収するための値上げもできず，苦しんでいる。
- ・ 企業によって，業種によってはいまだというところもあるが，中小企業が集まっている当地でも，全体としてみれば景気がようやく上向いているというのが実感である。他方，仕事はあるが人手が足りないという声をよく聞く。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ 公正取引委員会が実態調査を行うことは，調査の対象となった業界が競争政策の理解を深める良い契機となる。今後，プラットフォームの契約実態などをテーマとして実態調査を行ってもよいのではないか。
- ・ 公正取引委員会が芸能事務所等の人材獲得競争の問題も調べていると聞き，こうした問題も対象となるのかと驚いた。この問題も含めて古くからの慣習が

残っていて問題のある業界は他にもあるので、ぜひしっかりと監視してほしい。

4 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 各地の商工会議所の経営指導員は、日頃から中小企業などと接して彼らが抱える様々な問題を聞いている。公正取引委員会の職員が経営指導員と定期的にコミュニケーションを図っていけば、情報収集等に役立つのではないかと。
- ・ 事業者団体には、いまだに談合体質的なところが残っているところがあると思われる。公正取引委員会が各事業者団体に直接出向いて勉強会を開催するとよい。
- ・ 海外現地法人の役職員は日本の本社からコンプライアンスに関する指示が来てもピンとこないことが多い。公正取引委員会の幹部の方が在外の日本企業の集まりで違反事例等の説明をしてもらえると、効果が高いと思う。

5 その他

- ・ 当業界では、同業者同士で相互に生産加工に関するデータを集積させ、そこにAIを用いて新たな研究開発に応用しようという呼び掛けがあるが、当社は、当社のノウハウが流出したり、他社との違いが出せなくなったりしては困るので断っている。ただ、この取組に参加する他社をみると、当社も乗っていかないと付いていけなくなるのではないかと不安になる。
- ・ 今後、様々な分野でAIが活用されるようになると、複数の企業が同業他社の価格を同じ見方でみて、同じ方向で自社の価格を設定するようAIをプログラムすることも考えられる。その結果、価格カルテルのような問題が生じるのではないかと危惧している。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会が実施している消費者セミナーの説明資料を拝見したが、内容が非常に分かりやすく、消費者が知っておくべき大事なことがたくさん書かれている。このような消費者セミナーを今後も積極的に実施してほしい。
- ・ 優越的地位の濫用や下請法違反は、業界の慣習や長年の付き合いの中で、昔から行われているケースも多いと考えられるので、中小事業者は、法律違反の認識が無いまま泣き寝入りしていることもあるのではないかと。公正取引委員会が、商工会議所などの会合で具体的事例を交えて情報発信する機会を多くすることで、中小事業者における独占禁止法や下請法の認識が深まると思う。
- ・ 若年層に対する教育、つまり、独占禁止法教室にもっと力を入れるべきである。違反事件の処理は重要であるが、学生などの若者が法律を知る機会を作ることも重要である。
- ・ 確約制度は、公正取引委員会、事業者、消費者のいずれの側にもメリットがあるので、導入できるように期待している。
- ・ 発展途上国の海外当局は、公正取引委員会を競争当局のモデルとして見ており、公正取引委員会が70年かけて築き上げた制度を10年、20年で達成すべく勉強している。公正取引委員会には、今後とも、海外当局の手本となるような厳正な法執行を期待する。

2 地域の経済状況について

- ・ 消費税の5パーセントから8パーセントへの増税後に売上げが低迷し、その後、なかなか回復しなかった。大手の事業者はともかく、中小事業者は景気が上向いている実感を余り持っていない。横ばい程度の感覚である。大手企業での景気の持ち直しが、裾野まで広がっていない状況と思われる。
- ・ 増税による景気低迷を会社の人員削減で乗り切った事業者には、現在、人手不足の問題が生じている。かといって新たな人員を雇う余裕も無いので困っているとも聞いている。
- ・ 地方の中小事業者は、価格競争になると全国展開している大手事業者には対抗できないため、多少値段は高くとも、個々の顧客のニーズに合った質の良いサービスを提供することで顧客を獲得するようにしている。
- ・ 地方都市の地元小売業者の中には、生き残っていく手段として、大型ショッピングセンターにテナントとして入居したり、大手コンビニチェーンに加盟したりする事業者がいるが、テナント料やロイヤリティの負担が大きいので経営状況は厳しいようである。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ 葬儀関係の実態調査に興味深く拝見した。公正取引委員会も、様々な分野について調査をしているのだと、改めて感心した。業界や地域によって様々な考え方があろうと思うが、引き続き、世の中の関心事項の調査を実施してほしい。
- ・ 公正取引委員会は、携帯電話市場の取引実態を調査して報告しているが、時代によって携帯電話販売方法も変わってきており、変化についていけない消費者も多い。公正取引委員会には、時代とともに販売方法が変化することを念頭に、一度調査したからもう調査はしないという考えではなく、時代のニーズにあった調査を望みたい。

4 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 中小企業には、何か問題が起きても、それが何の法律で問題となるのか、どこに相談すればよいのか分からない。そのような場合に、商工会議所その他の事業者団体が窓口となって公正取引委員会等へ相談できるようにするため、商工会議所等の担当者に対して勉強会等をより積極的に行っていく必要がある。

5 その他

- ・ 当社のような中小企業も、海外では同じ「Made in Japan」として、大企業と対等に競争ができると考え、当社は、現在、海外での事業を拡大している。
- ・ 農協は組織が大きくなりすぎ、農家による生産から出荷までを細かく管理することになってしまった結果、農家の自主性が損なわれているということも考えられる。
- ・ スーパーで、もやしが一袋1円で販売されていると、どのような仕組みになっているのかと考えてしまう。店側は、「消費者は安ければ文句は無いだろう。」と考えているのかもしれないが、一般消費者としては、スーパーで安売りをを行うために、納入業者が極端に安い価格で納品させられている等の事実があれば、それが正しい取引とは思えない。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 近年、各地で災害が頻発しているところ、災害復旧に係る工事において、入札談合や価格カルテルが行われた場合には厳しく対処していただきたい。
- ・ 下請法違反事案を公正取引委員会のホームページ上の目に付きやすい場所に掲載すれば、下請法上の親事業者にどのような行為が違反となるか効果的に周知できるのではないか。
- ・ 地方には、親事業者にも下請事業者にもなる立場の事業者が多いと思われるので、それらの事業者に対する独占禁止法・下請法等の周知活動に力を入れてはどうか。
- ・ 事件調査の途中段階や調査の詳細を報道発表していないことは承知しているが、国民に公正取引委員会の活動をより広く知ってもらうため、そのようなこれまで発表していないものを可能な限りこまめに情報発信してはどうか。
- ・ 高校生向けの独占禁止法教室は、卒業後に就職する生徒の率の高い商業高校や実業高校を対象に実施したほうがよいと思う。
- ・ 新規に就農した若者は、新たな品種の農作物の栽培や、独自の販路を開拓することによって、これまで農協が対象としていなかった客層をターゲットにしようとしている。このような新規就農者の事業活動への妨害が行われないよう監視し、若手農業者が育つ環境を確保してもらいたい。

2 地域の経済状況について

- ・ 今後も、地方の中小事業者は、地方に進出してくる全国的に展開する大手事業者と競争しなければならないと考えられる。しかし、全く同じ土俵で競争するのではなく、創意工夫を凝らした独自のやり方で競争すれば、地方の中小事業者も生き残っていけると考えている。
- ・ 当県は、有効求人倍率が1を超え、最低賃金も今年全国最下位を脱出し、労働者にとっては良い方向に向かっている。他方、県庁所在市以外の市町村に所在する企業では人手不足の問題が深刻化している。
- ・ 全体として賃金が上昇傾向にある中、本来、それに伴い商品・サービスの価格が上がるはずであるが、全国的に展開する小売事業者が県内に進出しているため、地元事業者が売上げの減少を恐れて値上げできていない状況がみられる。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ インターネット上のポータルサイトでは一部の大手サイト運営業者の寡占状態となっており、個人事業者や中小事業者が新規参入することは難しい状況であると思われる。ポータルサイトのビジネスモデルの仕組みも含めて実態調査を行い、独占禁止法上問題となるような行為があれば提言や取締りを行ってい

ただきたい。

- ・ 昨今、お寺の業界において、インターネットで法要等を募集するケースやこれまで不透明だったお布施の料金を明確化する動きがみられる。これまで競争の対象外とみられていたお寺の業界についても実態調査し、競争政策の観点から提言していただきたい。

4 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 若手経営者の多くは、取引先から無理な要求を受けても、独占禁止法や下請法を知らないため、理不尽であると感じつつも言われるがまま要求に応じていることがほとんどである。したがって、商工会議所と連携する場合、商工会議所の青年部や青年会議所のメンバーとも接点を持った方がよい。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 今後、公正取引委員会の相談窓口の所在をより周知すること、一般的な商品サービスの分野以外の例えば文化、スポーツ分野といったところにも積極的に関与していくことを通じて、公正取引委員会や独占禁止法等の存在意義を効果的にアナウンスしていくことが必要である。
- ・ 公正取引委員会は、限られた人員で、カルテル・入札談合事件だけでなく、農業分野やIT・知的財産分野等まで専用の情報提供窓口を設置して幅広く対処している。今後も、社会的ニーズに応じてきめ細かく対応してもらいたい。
- ・ 九州地区における平成28年度の下請法違反に対する措置件数は353件と過去最大であり、下請いじめを許さないという公正取引委員会の姿勢がはっきり表れている。下請法違反被疑事件の端緒源は書面調査が多いとのことであり、今後も書面調査の充実を図ってほしい。
- ・ 東日本大震災の舗装災害復旧工事に係る入札談合事件は、国民感情からして許されるものではない。先日起こった九州北部豪雨に伴う災害復旧工事で入札談合が行われないう、十分に注視してほしい。
- ・ 公正取引委員会が農業分野専用の情報窓口を設け、積極的に対応してくれることは、消費者にとっても大変ありがたい。農家が全量出荷を義務付けられるなど農家の事業活動が妨げられているケースは多いと思うので、農業分野に競争原理が働くよう、今後も注視していただき、積極的な対応をお願いしたい。

2 地域の経済状況などについて

- ・ 今年に入り中小企業も設備投資を行っており、仕事量も確保できている。したがって、地域の経済状況は総じて良いと考えている。
- ・ 九州北部豪雨でJR久大線の鉄橋が流失したことにより、湯布院や別府における観光業に影響が及んでいる。農業用施設の破損等によって農業分野にも、山崩れ等によって林業分野にも影響が及んだ。
- ・ 熊本地震の復旧事業で一般公共工事の約10年分の需要が吐き出されている状態である。今後、この公共工事がなくなった際、地元企業はどうなるのか、という懸念がある。
- ・ 地震という自然災害に起因しているとはいえ、仕事は増えたが、人手不足により仕事をこなすことができず、消化不良状態に陥っていて企業の売上げには直結していないのが現状である。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ インターネット、スマートフォンのコンテンツ制作において独占禁止法や下請法違反行為が行われている可能性があるため、これらの業種に対する実態調

査を行ってほしい。

- ・ 多くの発注者が、公共工事の入札の最低制限価格を算出するに当たり、同じような積算ソフトを利用していることから、最低制限価格が横並びとなって入札制度そのものが形骸化している。公共工事の入札で競争原理が適切に機能しているのかの実態を調査してはどうか。
- ・ 上場会社であれば、各種リスク管理を行っているので、独占禁止法及び下請法のコンプライアンス体制も、ある程度が整備されていると思うが、地方の会社の場合は、それなりの規模であっても独占禁止法等のコンプライアンス体制が整備されていない可能性がある。そこで、非上場会社のコンプライアンスの状況の実態を調査してはどうか。

4 公正取引委員会と各団体との連携強化について

- ・ 独占禁止法及び下請法の相談ネットワークは、近くに独占禁止法や下請法の相談窓口となる地方事務所のない地域で一定の効果を有しており、重要な施策だと考える。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 独占禁止法の運用状況の公表文をみると当県における下請法の相談受付件数は減少傾向にあるが、実際には多くの問題を抱えているのではないかと感じている。公正取引委員会には、より一層事案の掘り起こしをするなどして実態に即した対応をお願いしたい。
- ・ 我が国企業の外国競争法コンプライアンスに関する取組は十分ではないため、我が国企業が外国競争法違反による摘発を受け、巨額な罰金や制裁金が課される事例が発生している。外国競争法コンプライアンスの取組を更に充実させていく必要がある。
- ・ 消費者にとって、格安な旅行パック商品は嬉しいものであるが、室料、リネン代、飲食料及び清掃料が安く買いたたかれるなど下請事業者にしわ寄せがいつている可能性がある。格安料金が公正かつ適正な競争の結果であるかどうか注視してほしい。
- ・ 県内唯一の製油所が数年前に閉鎖されてから、県外からの調達に頼るしかなくなり、輸送コスト分がガソリン価格に上乗せされるようになった。ガソリン価格の便乗値上げやカルテルが行われぬよう、注視してほしい。

2 地域の経済現状について

- ・ 当県の経済は観光業がメインであり、近年、外国客の増加に伴い、当県の経済は全体的に堅調である。観光客の増加による経済効果は、ホテル売上高だけでなく、食事やレンタカーなど広範囲の業種に跨っており、観光業を中心として、第1次・2次・3次産業に好循環が生まれている。

3 実態調査や規制改革などが望まれる分野・業種について

- ・ 電子商取引などを巡り、欧州委員会によるEU競争法違反の摘発が増えており、日本企業も早急に対策を立てる必要がある。
- ・ 高齢者向けのフィットネス事業などの健康関連市場に今後の発展が見込まれるので、この分野における取引の実態を把握してほしい。
- ・ 当県では、観光客の増加、民泊の認知度の向上と受入れ体制の整備に伴って、民泊施設が増加している。公正取引委員会は、民泊事業での取引の実態を調査してほしい。

4 各団体との連携強化について

- ・ 中小事業者の全てが商工会議所や商工会に加入しているわけではない。相談窓口の活用など相談体制の充実に取り組む際には、そういった商工会議所などの窓口で相談されないケースも想定する必要がある。